

平成 28 年 5 月 25 日
資源エネルギー庁

平成 29 年 4 月 1 日から固定価格買取制度が変わります

～固定価格買取制度の認定を受けている皆様へ～

第 190 回通常国会にて「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（通称：FIT法）等の一部を改正する法律」が成立しました。これにより、平成 29 年 4 月 1 日より固定価格買取制度が変わります。平成 29 年 3 月 31 日までに、接続契約を締結されていない場合、原則として現行制度の認定が失効しますので、くれぐれもご注意下さい。

1. 接続契約の締結がお済みでない皆様

新制度では、既に認定を受けている方も、平成 29 年 3 月 31 日までに電力会社との接続契約（注）が締結出来ていない場合には、原則、認定が失効します。

（注）「接続契約」には、工事費負担金の支払いに関する契約を含みます。

未だ接続の申込みがお済みでない方は、工事費負担金の算出などに一定の期間（9 ヶ月程度）かかることがありますので、認定が失効しないよう、早めの接続のお申込みをお願いします。

※なお、平成 29 年 3 月 31 日までに接続契約の締結をご希望の場合、平成 28 年 6 月 30 日までに接続の申込みをしていただくよう各電力会社から御案内がされています。詳細は、各電力会社のHP等で御確認下さい。

2. 接続契約を締結済みの皆様

運転開始済みの方など、接続契約の締結がお済みの皆様については、新制度の認定を受けたものとみなされ、新制度が適用されます。

ただし、改正法施行後一定の期間内に書類を提出していただくこと（10kW 未満の太陽光発電の場合を除く。）が必要となります。

また、一定の期間内に運転開始等の条件が付される可能性があります。

詳しくは別添資料をご参照下さい。

また、詳細については今後、内容が決まり次第、資源エネルギー庁HP「[なっとく！再生可能エネルギー](#)」でお知らせします。

（本発表資料のお問い合わせ先）

資源エネルギー庁新エネルギー対策課長 松山

担当者： 呉村、日高、佐久、金子、武部、高田、高橋、沼尻

電 話： 0570-057-333（制度に関するお問い合わせ）

03-3501-1511（内線 4551～4556）

03-3501-4031（直通）

03-3501-1365（FAX）